

ケアラーの外出や、
事故急病のときのために



栗山町ケアラーお出かけ安心サービス事業 のご案内

ケアラー（無償で介護や日常の世話を行っている方）が冠婚葬祭や外出、事故や入院などの緊急時に、安心して出かけられる町独自の事業です。

※介護保険や障害者総合支援法でサービスを利用している方は、ケアラーの急病や事故等のみ、利用することができます。

1. 事業内容

ケアラーからの申請により、栗山町に住所登録がある40歳以上の介護等を受けている方が短期入所できます。

※ケアラーの住所地は、町内外を問いません。友人・知人でも、ケアラーであれば申請することができます。

2. 利用回数及び期間

利用回数 月1回

利用期間 1回の利用につき7日以内、ケアラーの急病や事故等は、30日以内

3. 実施施設

特別養護老人ホームくりのさと

地域密着型特別養護老人ホームくりのさと彩

4. 利用料

施設の滞在費、食費等実費相当分（1日当たり、概ね3,000円程度）

※詳しくは、申請窓口にお問い合わせください。

5. 申請窓口

栗山町社会福祉協議会 電話 0123-72-1322



<サービス利用方法>

栗山町ケアラーお出かけ安心サービス事業を利用するためには、申請窓口(社会福祉協議会)で、事前に「登録申請」を行い、サービス利用を希望するときには「利用申請」を行います。申請書類を申請窓口より受け取り、必要事項を記載後、同窓口へ提出してください。

※「登録申請」または「利用申請」にあたり、介護などを受けている家族等の方の面談を行うことがあります。

※緊急時は、口頭でも申請できます。

☆ 登 録 申 請 ☆

提出書類①

1. 登録申請書
2. 個人情報の使用に関する同意書
3. 介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証の写し(認定済みの方のみ)

☆ 利用申請(初回) ☆

提出書類②

1. 利用申請書
2. 利用したい月のサービス利用票の写し(介護保険サービスを利用している場合)
※介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証の内容に変更がある場合は、その写しを提出してください。

☆ 申 請 の 流 れ ☆

ケアラーの方は、申請窓口で登録申請を行う。提出書類①を提出する



サービスの利用を希望する時は、申請窓口で、利用申請を行う。提出書類②を提出する



町より利用決定通知書が届く



短期入所される方と実施施設との間で利用契約を結ぶ



サービス利用開始



<問合せ先>

〒069-1513 栗山町朝日4丁目9番地36
栗山町社会福祉協議会 電話 0123-72-1322

〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地36
栗山町福祉課高齢者・介護・医療グループ
栗山町地域包括支援センター 電話 0123-73-2255